

(社) 日本家政学会被服衛生学部会則

第1条 (名称)

本会は、(社) 日本家政学会被服衛生学部会と称する。

第2条 (目的)

本会は、日本家政学会の部会として、被服衛生学領域の研究・教育を推進し、併せて家政学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 部会総会の開催
- (2) 部会セミナーの開催
- (3) 部会報の発行
- (4) その他、本会の目的達成上の必要な事業

第4条 (構成員)

本会は、次の構成員で組織する。

- (1) 正会員 原則として日本家政学会員で、被服衛生学領域に関連する研究・教育者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体
- (3) 学生会員 被服衛生学領域に関心をもつ学生
- (4) 名誉会員 本会の発展に特に貢献した70才以上の会員で、役員会において推挙され、総会において承認された者

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

| | |
|------|-------|
| 部会長 | 1名 |
| 副部会長 | 1名 |
| 幹事 | 25名以内 |
| 監事 | 2名 |
| 顧問 | 若干名 |

第6条 (役員の選出)

役員の選出は次の通りとする。

部会長、副部会長、幹事及び監事は、部会員の互選とし、総会の承認を受ける。

顧問は、役員会において推挙し、総会の承認を受ける。

第7条 (役員の任期)

役員の任期は1期2年とする。2期を越えて引続き再任することは出来ない。

ただし、総会において部会運営上必要と認められた場合はこの限りでない。

第8条 (役員の職務)

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、必要により部会長の職務を代行する。

(3) 幹事は、本会の業務を遂行し、必要に応じて業務を分担する。

(4) 監事は、部会会計と業務執行を監査する。

(5) 顧問は、必要な助言を行う。

第9条 (会計)

本会の運営経費は、部会費及びその他の収入をもってまかなう。会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条 (個人情報の保護) 本会は個人情報の安全管理のため以下を定める。

- (1) 部会員は、個人情報保護の義務を負う。
- (2) 個人情報の管理は、庶務が担当する。
- (3) 個人情報は、名簿管理、諸経費徴収、資料等送付、広報、役員選出、各賞推薦のため、および役員会が特に必要と認めた場合に利用できる。
- (4) 各役員が個人情報を必要とする場合、目的を添えて庶務に請求する。庶務は部会長の承認を経て、必要箇所のみを提示する。各役員は、業務遂行後、速やかに得た個人情報廃棄する。
- (5) 部会員が本人の個人情報を要求するとき、庶務はこれに応じる。

第11条 (事務局)

本会の事務局を部会長の所属する機関内におく。

【付則】

1. この会則は、平成元年9月25日より施行する。
2. この会則の改廃は部会総会の議を経るものとする。
3. 第3条による部会総会の開催は、日本家政学会・年次大会の時期に行う。
4. 本会への入会は、部会長に申し出て、総会において承認を受けるものとする。退会は部会長に申し出るものとし、総会において報告する。2年間会費を滞納したものは退会とみなす。
5. 第9条による部会費は、当分の間年額(1)正会員2500円、(2)賛助会員1口以上(1口20000円)、(3)学生会員1000円とする。なお、学生会員は年度始めに指導教員を通じて申請する。(4)名誉会員は部会費を徴収しない。
6. 第10条による事務局には、事務局幹事1名をおくことができる。
7. 部会長は、毎年3月31日までに、当該年度の事業報告及び会計報告を学会長宛提出する。
8. 本会の事務局を平成19年4月1日より、平成21年3月31日まで、〒815-8540 福岡県福岡市南区塩原4-9-1 九州大学大学院芸術工学研究院 栢原研究室におく。
9. この会則の一部改正は、平成4年5月24日より施行する。
10. この会則の一部改正は、平成10年5月31日より施行する。
11. この会則の一部改正は、平成15年8月25日より施行する。
12. この会則の一部改正は、平成17年5月29日より施行する。
13. この会則の一部改正は、平成18年5月28日より施行する。